岩手県告示第260号

道路占用料徴収条例施行規則の規定による物件の指定(平成25年岩手県告示第222号)の一部を次のように改正し、令和3年4 月1日から施行する。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前

$1\sim5$ 「略]

- を撤去し、令和2年8月1日以降に道路法(昭和27年法律第 180号。以下「法」という。) 第32条第1項の規定による道 路の占用の許可(以下「占用の許可」という。)を受けて当 該道路の地下に設置する電線類(地下に設ける電線その他の 線類として占用料を徴収する電線類を除く。) 及びこれと一 体不可分な物件(変圧器等の地上機器をいう。以下同じ。)
- 7 上空に電線類が設置されていない道路において、令和2年 7 上空に電線類が設置されていない道路において、占用の許 8月1日以降に占用の許可を受けて当該道路の地下に設置す る電線類(地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴 収する電線類を除く。) 及びこれと一体不可分な物件
- 8 占用の許可を受けて設置する柱状型機器(通常の上空に設 8 占用の許可を受けて設置する柱状型機器(通常の上空に設 置する変圧器、電源供給器、幹線増幅器等に比べ小型等のも のであって景観の整備に配慮した形状のものをいい、令和2 年8月1日以降に占用の許可を受けて設置するものに限る。
 -) 及び当該柱状型機器の支持柱(景観に配慮したものに限る 。)
- [略]
- 10 エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社が令和2年8 10 エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社が占用の許可 月1日以降に占用の許可を受けて当該道路の地下に設ける管 路、とう道、マンホール及びハンドホール
- 11 飲食物等の提供のための仮設の施設であって、道路交通環 11 飲食物等の提供のための仮設の施設であって、道路交通環 境の維持及び向上を図るための措置として知事が別に定める 措置が講じられているもの(市町村その他知事が別に定める 団体が新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染 症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号) 第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。) の 影響を受ける飲食店等を支援するために占用の許可を受けて 設置されるものに限る。)

「略] 12

備考 改正部分は、下線の部分である。

改正後

$1\sim5$ 「略]

- 6 上空に電線類が設置されている道路において、当該電線類 6 上空に電線類が設置されている道路において、当該電線類 を撤去し、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」とい う。)第32条第1項の規定による道路の占用の許可(以下「 占用の許可」という。) を受けて当該道路の地下に設置する 電線類(地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収 する電線類を除く。)及びこれと一体不可分な物件(変圧器 等の地上機器をいう。以下同じ。)
 - 可を受けて当該道路の地下に設置する電線類(地下に設ける 電線その他の線類として占用料を徴収する電線類を除く。) 及びこれと一体不可分な物件
 - 置する変圧器、電源供給器、幹線増幅器等に比べ小型等のも のであって景観の整備に配慮した形状のものをいう。) の支 持柱(景観に配慮したものに限る。)
 - 「略]
 - を受けて当該道路の地下に設ける管路、とう道、マンホール 及びハンドホール
 - 境の維持及び向上を図るための措置として知事が別に定める 措置が講じられているもの(市町村その他知事が別に定める 団体が新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウ イルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和 国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有するこ とが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。
 -)の影響を受ける飲食店等を支援するために占用の許可を受 けて設置されるものに限る。)

12 「略]